

趣旨

平成12年の都市計画法(以下、「法」という)改正により、「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「**区域MP(マスタープラン)**」という)が創設され、平成13年度以降その策定に取り組み、平成15年度に県内7つの都市計画区域についてその成果を取りまとめたところである。

その後も住民提案制度の創設など、地方分権や住民参加型のまちづくりに柔軟に対応できるよう法改正が行われてきている。

改正の趣旨を踏まえ、各制度の的確な運用を支援するため、制度の企画・立案に責任を有する国が地方自治法(以下、「自治法」という)第245条の4の規定に基づき行う技術的助言として「都市計画運用指針」(平成12年策定、以降数次の改正あり)を策定し、原則的な考え方を示している。

一方では、自治事務として自らの責任と判断によって、原則的な考え方によらない地域の実情等に即して合理的な運用が尊重されるべきとも明記している。

これらを踏まえ、法の的確な運用を支援し、区域MPで目指す都市の将来像の実現を図るとともに、本県の地域特性を活かした個性的な都市づくりを進めるため、「**沖縄県都市計画運用指針**」を策定することとする。(以下、「**運用指針(県版)**」という)

なお、これを市町村に参考として提供することにより、制度の趣旨に即しつつ、それぞれの地域性を踏まえた市町村の的確な運用を支援していくことも可能になる。

策定にあたり、民間から広く知恵と知識を求め、市町村職員にも分かりやすい「**運用指針(県版)**」のあり方を広く求めるため、プロポーザル方式による技術提案型委託業務を実施することとする。

併せて、都市計画区域区分や基礎調査データ等のホームページ等への効果的・効率的な掲載の検討を行う。

プロポーザル方式による委託業務の実施方法

この仕様書に基づき提出された技術提案書については、庁内委員で構成する「**運用指針(県版)策定プロポーザル選定委員会**」において審査し、第一位を選定する。

1 審査基準

提案内容(的確性、わかりやすさ、独創性、説得力等)

提案者の業務実績(主要業務、類似業務の実績等)

組織体制(都市計画に関する技術者の資格保有状況等)

その他、を総合的に評価する。

2 プレゼンテーション

「選定委員会」がプレゼンテーションを必要と判断した場合は、該当する提案者へ通知する。

3 結果の通知

審査の結果は、事務局から通知する。

参加資格

県内コンサルタントで、計画策定、調査研究等を業として行う者
県外コンサルタントで、計画策定、調査研究等を業として行う者
上記 で構成する共同企業体、あるいは 及び で構成する共同企業体とする。
のみで構成する共同企業体は不可とする。

技術提案書

1 求める提案

今回の技術提案は、原則的な考え方のみを示した「運用指針(全国版)」に対し、例外に対する考え方や沖縄の地域事情等を十分に考慮した個別具体的な判断基準を示すための「運用指針(県版)」を策定する業務委託契約を前提として実施するものであり、沖縄の地域事情考慮した運用指針の基本的考え方と当成果品の普及・浸透により導かれる各地域・都市の方向性及び市町村職員が自治事務として自らの責任と判断によって運用する際に求められる視点や策定のための市町村職員の意見集約の効果的な調査手法等を求めるものである。

都市計画区域区分や基礎調査データ等のホームページ等への掲載については、先進県の実施状況を踏まえた、広く県民に分かりやすくアクセスしやすい手法の提案を求める。

その他、「運用指針(県版)」を策定するにあたっての具体的な提案や自由な発想による効果的・効率的な手法等についても記述することとする。

なお、参加希望者は、技術提案書提出に先立ち、「参加申込書」を提出することとする。

2 提出内容等

様式及び部数

様式：A4版、単色・多色可、縦長横綴じ(20頁以内)

部数：10部(選定委員及び事務局)

記載事項

参加申請書(参加申請時、技術提案書提出時ともに必要)

技術提案書(表紙を除き企業名その他提案者を特定できるような表示は用いないこと)

会社概要(都市計画に関する技術者の資格保有状況等)

類似業務の実績と内容

委託業務の執行体制と作業スケジュール

費用内訳書(積算内訳含む)

ただし、費用内訳については契約上限額[1400万円(税込み)]を超えな

いものとする。

参加申込書提出期限 平成16年9月17日(金)17:00
(FAX可、メール可)

技術提案書提出期限 平成16年9月30日(木)17:00
(郵送の場合、必着)

委託契約について

原則として、「選定委員会」で第一位に選定された者と委託内容に関する協議を行い、契約を締結する。

ただし、沖縄県と第一位の者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を順次繰り上げて、その者と契約できるものとする。

委託業務の内容

委託業務名称	沖縄県都市計画課運用指針策定業務
委託期間	契約の日から平成17年3月25日まで
成果品等	A4版報告書(50部)
委託範囲	運用指針(県版)策定等

その他補足事項

技術提案書の作成に係る一切の費用は参加者負担とする。

見積額には、検討委員会に要する費用(外部委員報酬等)を含む。

なお、会場については県において準備する。

結果は、提出期限の翌日から起算して1か月を目途に連絡する。

参考

本県における都市計画の概要は別添資料(「沖縄県の都市計画」)のとおり。

各都市計画区域の「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、事務局において配付可能。

事務局(技術提案書提出先及び問い合わせ先)

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県土木建築部都市計画課

企画係 担当 野原和男

電話 098-866-2408

FAX 098-866-5938

mail aa065005@pref.okinawa.jp(都市計画課代表端末メールアドレス)